

工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札は令和元年12月以降実施しておりませんが、令和6年度より再開します。

2 内容

具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「工事成績条件付一般競争入札について」のとおりです。

発注件数については、次のとおりとし、その他の要件については令和元年度と同様です。

令和元年度	令和2年度～令和5年度	令和6年度
各ランク <u>27</u> 件程度（各ランク各町 <u>3</u> 件以内）で実施。	災害復旧工事の対応を優先するため、 <u>実施なし</u>	各ランク <u>9</u> 件程度（各ランク各町 <u>1</u> 件以内）とします。

3 適用日

令和6年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和6年度の平均工事成績評定点が令和6年6月1日以降に通知されるため。）

工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

公共工事の品質確保を図ることを目的として、工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札を令和6年度から再開します。

2 内容

(1) 発注対象工事

発注対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク9件程度（各ランク各町1件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

設定要件は次に掲げるとおりとします。

なお、令和3年度から令和5年度までの3か年の平均工事成績評定点を使用します。

設定要件

次の①又は②のいずれかを満たす者

①自社の対象工事の平均工事成績評定点が、65点以上の者

②令和3年度から令和5年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

※令和3年度から令和5年度までの工事成績評定点が1件以上3件未満の場合には、3件に不足する件数分1件当たり65点の仮点を付与した上での平均点（概算点）とします。

※令和3年度から令和5年度までの平均工事成績評定点は、令和6年6月以降に、令和3年度から令和5年度までに工事成績評定対象工事を1件以上受注した全者に対して、検査課から通知します。その際、対象受注工事が3件未満の場合には、3件に不足する件数分1件当たり65点の仮点を付与した上での平均点（概算点）を通知します。

※令和6年度中は②にあてはまる者も複数回入札に参加できます。

【参加できない者】

入札に参加できない者は、次に該当する者となります。

参加できない者

自社の対象工事の平均工事成績評定点が、65点未満の者

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効となります。

3 適用日

令和6年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和5年度の平均工事成績評定点が令和6年6月1日以降に通知されるため。）